

# 北上市学校開放利用の手引き

## 目次

### 学校開放について

1. 目的
2. 開放施設
3. 利用条件
4. 学校開放の優先順位
5. 開放時間について
6. 利用料金
7. 学校備品の使用等
8. 利用時間

### 利用上のルール

1. 学校開放の適切な利用について
2. 施設利用時の事故等の対応について
3. 施設利用に伴う禁止事項について
4. 施設利用時のマナーについて
5. ペナルティ措置について

### 巻末資料

1. 開放施設について
2. その他

令和7年11月

北上市まちづくり部スポーツ推進課

## 学校開放について

### 1. 目的

学校開放は、学校教育法第 137 条、社会教育法 44 条、スポーツ基本法第 13 条（巻末資料 2）の規定に基づいて、学校教育に支障のない範囲内で、スポーツ・レクリエーションの活動の場として、北上市立小学校及び中学校の屋外運動場及び体育館を市民の方々に開放することにより市民の健康増進を図ることを目的としています。

### 2. 開放施設

北上市立小学校（14 校）及び中学校（9 校）となります。詳細については巻末資料をご覧ください。※南小学校は屋外運動場のみの利用となります。

### 3. 利用条件

学校開放に登録できる団体は、次の掲げる要件を満たしている団体とします。

- ① スポーツ活動又はレクリエーション活動を行う団体であること。
- ② 構成員が 5 人以上であり、その半数以上が市内在住、在勤又は在学していること。
- ③ 代表者は、18 歳以上で使用する学校施設の区域内に在住のものであること。

### 4. 学校開放の優先順位

学校施設は、学校開放のみならず、学校行事、地域行事、地域活動等、様々な利用がなされています。このため、学校施設利用については、これらの行事を最優先として、優先順位を次のとおりとします。下記の行事等による学校開放の停止については、随時北上市より北上市公共施設予約サイトに登録のあるメールアドレス宛に通知します。

- ① 学校施設の緊急修繕や改修工事
- ② 学校教育及び学校教育の延長（学校行事、部活動、PTA 等）
- ③ 学校の公益的な利用
  - 国、北上市、またはほかの地方公共団体において公用に供するとき
  - 各自治協議会・自治振興協議会が主催する地域行事
  - 北上市内幼稚園、保育園及び北上市内学童保育所が主催する行事
- ④ 学校開放

### 5. 開放時間について

屋外運動場	小中学校	4 月から 11 月まで	土日祝・長期休業日	午前 6 時～午後 9 時
			上記以外の日	午後 6 時～午後 9 時
体育館	小中学校 (南小学校を除く)	年間	土日祝・長期休業日	午前 9 時～午後 9 時
			上記以外の日	午後 6 時～午後 9 時

## 6. 利用料金

巻末資料記載

## 7. 学校備品の使用等

### ➤ 学校備品の使用

学校備品の使用については、学校教育に支障のない範囲で、学校長が許可したもののみ使用できます。活動に必要な備品や道具等は、原則として、各団体で用意するようにしてください。許可のない備品等については使用しないでください。備品使用申請については学校毎に取りまとめが異なります。

### ➤ 学校施設や備品の修繕等

学校備品を破損・故障させた際は、学校教育に支障をきたす恐れがありますので、速やかに学校及びスポーツ推進課へ連絡を入れてください。破損や故障の連絡がなく、原因者が特定できない場合は学校開放事業を停止する場合がございます。万が一、使用者による破損や故障が生じた場合は、過失であっても基本的には原因者負担となります。スポーツ推進課の指示を仰ぎ、使用者の責任で速やかに原状回復してください。

### ➤ 公費により学校・スポーツ推進課が対応する事例

- ・経年劣化による体育館照明の電球不点灯

### ➤ 使用者が対応する事例

- ・使用者の誤った使用による学校備品の故障、破損
- ・使用者が投げた又は蹴ったボールによる、窓ガラスや壁面の損傷等、使用者の起因による施設や備品等の損傷、破損（通常利用の範囲内であり、かつ経年劣化によりやむを得ない場合を除く）

## 8. 利用時間

北上市教育委員会「北上市における部活動の在り方に関する方針」への準拠及び公平性の観点から、以下のとおり 2～3 時間の利用に留意し申請してください。（小学校も同様の扱いとします）また一般の方が利用する際も公平性の観点から必要以上に予約を取らないよう申請してください。審査の結果、利用時間があまりに長い場合、担当者へ連絡し確認させていただきます。

### 北上市の部活動休養日及び活動時間の基準（中学校）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○週当たり 2 日以上（平日 1 日以上、週末 1 日以上）の休養日を設ける。</li><li>○1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とする。</li></ul> |
|---|

## 利用上のルール

### 1. 学校開放の適切な利用について

- ① 許可された利用時間を厳守してください。準備・片付けは利用時間内に行ってください。利用後は速やかに退校し、学校周辺にとどまることのないようにしてください。
- ② 施設退出時は LoGo フォームによる日誌の記入、体育館内の清掃、用器具の片付け、電気の消灯、水道、戸締り、施錠確認を必ず行ってください。
- ③ グラウンドを利用後は必ずグラウンド整備を行ってください。
- ④ 各団体が使用する各競技用のポールやネット等の必要な備品、用具は学校のご厚意で借用しているものです。破損等しないよう大切に使用してください。
- ⑤ 施設使用時間が4時間を超える時に暖房器具の使用を許可します。暖房器具を使用する場合は、必ずスポーツ推進課に申請書を提出してください。燃料は利用者負担となります。
- ⑥ 団体間のトラブルについては介入いたしかねます。団体同士でよりよい利用環境を構築していただきますようお願いいたします。
- ⑦ 団体が持ち込んだ備品については、学校で保管せず、必ず持ち帰ってください。(小中学校のスポーツ少年団及び部活動の団体が学校で保管したい場合は、毎年度当初、学校に許可を取ること。)
- ⑧ 利用団体以外の利用は不可となります。(練習試合を除く)
- ⑨ その他利用について学校毎のルールに従うようお願いいたします。

### 2. 施設利用時の事故等の対応について

- ① 学校開放利用中に生じた事故は、利用団体の責任で対応してください。また、緊急車両を依頼する事故等が発生した場合は、依頼後、学校及びスポーツ推進課に報告してください。
- ② 学校施設や用器具、樹木、フェンス、床等を破損しないよう活動してください。利用時に学校施設や備品を破損・故障させた場合は、経年劣化を伴うもの等の使用者の責に帰することができない事由による損傷を除き、過失であっても利用団体に原状復帰(弁償)していただきます。その場合、学校教育活動に支障をきたしますので、学校及びスポーツ推進課へ速やかに報告するとともに指示を仰ぎ対応してください。
- ③ 施設利用中に近隣住民等から苦情があった場合は、団体責任者が誠意をもって対応してください。また、内容について学校及びスポーツ推進課へ報告してください。

### 3. 施設利用に伴う禁止事項について

- ① 学校敷地内や学校周辺での喫煙、飲酒、ならびに申請のない暖房器具等を使用すること。
- ② 駐車場以外の場所への駐車や路上駐車、迷惑駐車すること。
- ③ 施設使用許可のない状態での施設利用すること。
- ④ 使用許可目的以外の利用、使用を許可されたところ以外の施設や場所、区域への立ち入ること。
- ⑤ 雨天時等、使用により翌日のグラウンドコンディションに支障をきたす場合での使用すること（雨天時等グラウンドがぬかるんだ状態での無理な使用は翌日の教育活動に支障をきたすためさけること）
- ⑥ その他マナー違反行為をすること。

#### 4. 施設利用時のマナーについて

- ① 騒音防止を徹底してください。学校の多くは住宅地にあり、早朝・夜間は音が響きますので注意してください。特に活動時及び活動終了後の送迎を待つ間の話し声等の騒音に十分配慮してください。
- ② 自動車等を使用して学校敷地内に立ち入る際は、学校より指定された場所に駐車・駐輪してください。また、自動車等のグラウンドへの乗り入れ及び駐車は原則禁止です。
- ③ 学校敷地内及び校門付近等学校周辺は禁煙です。
- ④ トイレ等を使用した際はきれいに清掃し、ごみは必ず持ち帰ってください。
- ⑤ 貴重品は各自で管理し、紛失や盗難等は、利用団体の責任で対応してください。
- ⑥ 活動に同伴された団員以外の兄妹等の及び小さなお子様について、利用施設内外での危険行為等のない様、代表者及び保護者が責任をもって見守ってください。
- ⑦ 子どもたちや学校施設開放関係者等への暴力、暴言、各種ハラスメント等の行為や、スポーツの健全性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為は行わない様、留意してください。

#### 5. ペナルティ措置について

上記【利用上のルール1～4】を踏まえた上で、守られない場合、以下の使用停止措置を執り行います。違反等の指摘があった際には関係者(学校開放利用者・学校・指摘者等)に聞き取りを行い判断します。

##### ➤ ペナルティルール

- ・ 3点累積時、1か月間予約停止（執行されるまでに申請した予約は利用可能）
- ・ 1か月予約停止後、点数はリセットされる。
- ・ 累積された点数（1点、2点）については、年度更新をもってリセットされる。

##### ➤ ペナルティ判断条件

- ・学校運営に支障をきたす利用があった場合 3点
  - (ア) 予約申請の無い時間に利用
  - (イ) 地域住民からの苦情
  - (ウ) 備品の紛失、盗難、誤った使用による破損
  - (エ) 備品の無断使用
- ・団体が2アカウント所持していることを確認した場合 2点
- ・体育館入口の施錠がされていない場合 1点

## 卷末資料

### 1. 開放施設について

学校名	体育館	屋外運動場	夜間照明
黒沢尻北小学校	200 円/1 h	無料	設備無
黒沢尻東小学校	100 円/1 h	無料	設備無
黒沢尻西小学校	100 円/1 h	無料	設備無
東桜小学校	200 円/1 h	無料	設備無
飯豊小学校	200 円/1 h	無料	設備無
二子小学校	200 円/1 h	無料	設備無
更木小学校	200 円/1 h	無料	設備無
南小学校	貸出無	無料	設備無
鬼柳小学校	200 円/1 h	無料	設備無
江釣子小学校	200 円/1 h	無料	1,040 円/1 h
和賀西小学校	200 円/1 h	無料	設備無
笠松小学校	200 円/1 h	無料	設備無
いわさき小学校	200 円/1 h	無料	設備無
和賀東小学校	200 円/1 h	無料	設備無
上野中学校	200 円/1 h	無料	1,250 円/1 h
北上中学校	200 円/1 h	無料	940 円/1 h
東陵中学校	200 円/1 h	無料	1,460 円/1 h
飯豊中学校	200 円/1 h	無料	設備無
北上北中学校	200 円/1 h	無料	1,250 円/1 h
南中学校	200 円/1 h	無料	設備無
江釣子中学校	200 円/1 h	無料	設備無
和賀西中学校	200 円/1 h	無料	310 円/30 分
和賀東中学校	200 円/1 h	無料	310 円/30 分

## 2. その他

### ■ 各 URL

北上市公共施設予約サイト（※1）

<https://k3.p-kashikan.jp/kitakami-city/index.php>

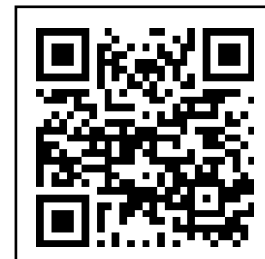
※1



学校開放利用後の使用日誌（※2）

<https://logofom.jp/form/rtYq/952426>

※2



北上市 HP 「【新】学校開放施設予約システムについてのご案内」（※3）

<https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/soshikikarasagasu/sportssuishinka/shisetsukakari/gakkoushisetsukaihou/27680.html>

※3



上記にて予約申請手順を示しております。

確認の上、不明な点がございましたらスポーツ推進課までお問い合わせください。

### ■ お問い合わせ先

#### 【学校開放利用時、緊急時】

平日 8：30～17：15	北上市スポーツ推進課 TEL：0197-72-8313
平日 17：15～21：00	北部交流館 TEL：0197-66-6002
土日 9：00～21：00	
※上記の連絡先につながらない場合	北上市役所（代表） TEL：0197-64-2111

## 【北上市立学校施設の開放条例】

### (目的)

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条の規定に基づき、スポーツ・レクリエーションの活動の場として、北上市立学校条例（平成3年北上市条例第70号）に定める北上市立小学校及び中学校の施設（以下「学校施設」という。）を市民に開放することを目的とする。

（平23条例23・一部改正）

### (定義)

第2条 この条例において、「学校開放」とは、学校施設を学校教育に支障のない範囲内で北上市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が市民に使用させることをいう。

### (開放施設)

第3条 学校開放の対象となる学校施設（以下「開放施設」という。）は、次に掲げる学校施設のうち、教育委員会が指定するものとする。

(1) 屋外運動場

(2) 体育館

### (使用者の範囲)

第4条 開放施設を使用できるものは、教育委員会に学校施設開放使用登録の承認を受けた団体とする。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。

### (施設使用料)

第5条 開放施設の使用料は、別表第1に定める額とする。

### (夜間照明使用料)

第6条 屋外運動場の夜間照明の使用料は、別表第2に定める額とする。

### (施設使用料の減免)

第7条 市長は、北上市公の施設の使用料等減免条例（平成22年北上市条例第25号）の規定により、使用料を減免することができる。ただし、前条に規定する夜間照明の使用料は、減免の対象としない。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載し

て市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 施設の使用日時
- (3) 減免の事由
- (4) その他必要な事項  
(使用料の不還付)

第8条 既納の施設使用料及び夜間照明使用料は、還付しない。ただし、市長が特に認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(補則)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(北上市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例の廃止)

- 2 北上市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例(平成3年北上市条例第84号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の第5条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後に使用申請する施設使用料及び夜間照明使用料から適用する。
- 4 施行の日の前日までに、廃止前の北上市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例の規定によりなされた処分、許可及びその他の行為は、この条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年条例第23号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正部分は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北上市立学校施設の開放条例に規定する使用料は、この条例の施行の日以後に許可する使用料から適用し、施行の日前に申請した使用料については、なお、従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

(平31条例10・一部改正)

施設使用料

学校名	施設名	単位	使用料
北上市立黒沢尻東小学校	体育館	1時間	100
北上市立黒沢尻西小学校			
上記以外の小学校及び中学校	体育館	1時間	200

別表第2 (第6条関係)

(平31条例10・一部改正)

夜間照明使用料

学校名	単位	使用料
北上市立江釣子小学校	1時間	円 1,040
北上市立上野中学校	1時間	1,250
北上市立北上中学校	1面1時間	940
北上市立東陵中学校	1時間	1,460
北上市立北上北中学校	1時間	1,250
北上市立和賀西中学校	30分	310
北上市立和賀東中学校	30分	310

## 【北上市立学校施設の開放規則】

### (趣旨)

第1条 この規則は、北上市立学校施設の開放条例（平成22年北上市条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、北上市立の小学校及び中学校の施設を市民の使用に供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (開放施設の指定)

第2条 条例第3条に規定する開放施設及び日時は、別表のとおりとする。

### (学校開放の管理及び責任)

第3条 学校開放を実施する場合において、北上市立小中学校管理運営規則（平成3年北上市教育委員会規則第9号）第37条の規定にかかわらず、校長は、開放施設の管理上の責任を負わないものとする。

### (使用団体の登録)

第4条 開放施設の使用団体として登録しようとする団体は、使用する年度毎に学校施設開放使用登録申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書を審査し、支障がないと認めるときは、学校施設開放使用団体登録証（様式第2号）を交付するものとする。

3 承認を受けた団体は、登録申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

### (使用団体の要件)

第5条 条例第4条に規定する学校施設開放使用登録の承認の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たしている団体とする。

- (1) スポーツ活動又はレクリエーション活動を行う団体であること。
- (2) 構成員が5人以上であり、その半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (3) 代表者は、18歳以上で使用する学校施設の区域内に在住のものであること。た

だし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(令6教委規則3・一部改正)

(使用許可)

第6条 開放施設を使用する団体は、教育委員会が認める特別な事情を除き、使用する日の1月前から3日前までに、学校施設開放使用申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、学校施設開放使用許可書(様式第4号)により許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、許可に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すと認められるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じ、又は前項の条件を変更することができる。

- (1) 公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (5) 開放施設の管理上必要があると認めたとき。

(行為の制限)

第9条 開放施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定した場所以外の場所に立ち入ること。
- (2) 指定した設備以外の設備を使用すること。

- (3) 指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (4) 許可を受けずに飲食をすること。
- (5) 許可を受けずに火気の使用をすること。
- (6) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
  - 2 教育委員会は、開放施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の立入りを禁止し、又はその者に対し開放施設からの退去を命ずることができる。
  - 3 教育委員会は、開放施設の保全又は使用に著しい支障が生じたとき、その他公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に開放施設の使用の停止又は開放施設からの退去を命ずることができる。

(使用者の義務)

第 10 条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに原状に回復し、教育委員会に使用終了の届出をしなければならない。

- 2 使用者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに教育委員会にその旨を届け出るとともに、教育委員会の指示するところにより、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(北上市立学校施設の開放規則の廃止)

- 2 北上市立学校施設の開放規則（平成 3 年北上市教育委員会規則第 23 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の北上市立学校施設の開放規則の規定によりなされた処分、許可及びその他の行為は、施行後の北上市立学校施設の開放規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 6 年教育委員会規則第 3 号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

学校施設名	対象となる学校	開放する期間	開放する日	開放する時間
屋外運動場	小学校及び中学校	4月から11月まで	日曜日・土曜日・祝日・長期休業日	午前6時から午後9時まで
			上記以外の日	午後6時から午後9時まで
体育館	南小学校を除く小学校及び中学校	年間	日曜日・土曜日・祝日・長期休業日	午前9時から午後9時まで
			上記以外の日	午後6時から午後9時まで

## 【学校教育法】

第百三十七条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる

## 【社会教育法】

第四十四条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

- 2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長若しくは理事長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

## 【スポーツ基本法】

第十三条 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 2 項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。